

## 2 給与収入がある場合

労働条件等証明書※1（本お知らせ中段に様式があります。）をご提出ください。

調査時点で被扶養者が勤務先を退職している場合でも、対象期間中に給与等の支払がある場合はご提出ください。（認定日以前の給与収入については、提出不要です。）

また、扶養手当の支給対象である学生については原則、労働条件等証明書は提出不要※2です。

なお、労働条件等証明書や所得証明書を確認した際、前回調査では無職無収入での届出だったにもかかわらず、給与収入があったと考えられる場合は、前回調査分も含めて労働条件等証明書を求めます。

※1 勤務先が、労働条件等証明書の内容を網羅した別様式で証明した場合も提出可とします。

※2 所得証明書の内容により、収入額が被扶養者の要件以上となることが考えられる方については別途提出を依頼します。

### 労働条件等証明書の提出が困難な場合Q & A

Q 既に退職した勤務先へ労働条件等証明書を求めようと試みたが、入手困難な事由（勤務先が倒産廃業等している場合やコロナウイルス感染症の対応に伴い勤務先が休業している場合など）により、提出できない。

A 労働条件等証明書の代わりとして「[申立書](#)」がありますので、必要事項をご記入の上、対象期間中の給与月額等が客観的に確認できる書類（給与明細書の写しや給与が振り込まれた通帳の写しなど）と併せてご提出ください。